

機関連絡員に関する規則

2019年10月3日制定

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地震学会（以下「学会」という。）がその事業を行うために設ける機関連絡員（以下「連絡員」という。）について定めるものである。

(設置)

第2条 学会は、連絡員を置くことができる。

2. 連絡員は正会員が5名以上所属し、その設置を希望する機関に置く。原則一機関に1名とし、学会の正会員の中から会長が委嘱する。連絡員設置後に正会員が5名を下回った場合は、連絡員を置き続けても構わない。

(任務)

第3条 連絡員は、学会の事業に関し、機関の会員に対して情報収集及び情報提供を行う。

(任期)

第4条 連絡員の任期は、特に定めない限り1年とする。ただし、再任を妨げない。欠員の生じた場合の後任連絡員の任期は、前任者の残存期間とする。

(規定の改廃)

第5条 この規則を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。